

分権型道州制の実現をめざして

2012年12月の衆議院議員総選挙では、各党のマニフェストに道州制に関する項目があげられ、自由民主党(以 下、自民党)では現在、「道州制推進基本法案」の提出に向けた検討が進められている。関経連では、創立当 初から道州制の導入を提言し、近年は「分権型道州制」の実現に向けて積極的に取り組んできた。今後も分 権型道州制の導入に向けた国民的議論の開始をめざして、引き続き機運醸成や要望活動などを行っていく。

これまでの関経連の取り組み

当会では、1955年にいち早く道 州制を唱え始めて以降、道州制・地 方分権・広域行政に関するさまざま な提言を行ってきた。2003年の「地 方の自立と自己責任を確立する関西 モデルの提案」では、広域連合制 度を活用した「関西州」の設置を提 案し、その後、2008年には「分権 改革と道州制に関する基本的な考え 方」を公表している。

広義の道州制には多様な姿が想

定されるが、当会では「分権型道州 制一の実現に向けた活動を推進して いる。分権型道州制とは、国の仕事 を最小限にとどめ、権限・財源・人 員を徹底的に地方へと移譲承継した 統治機構の姿であり、地方分権を推 進した究極の姿と考えている。

2010年に全国で唯一、府県レベ ルの広域連合として関西広域連合 が設立されてからは、国からの事務・ 権限移譲の推進などにより関西広 域連合を発展させ、分権型道州制 の実現につなげるべく活動を進めて きた。

〈表 道州制推進基本法案(骨子案)の概要(2014年4月時点)〉

趣旨

道州制のあり方の具体的な検討を開始するため、その基本的方向および手続きを定める。

道州:都道府県より広い区域で、国・都道府県から移譲承継された事務を処理する地方公共団体 基礎自治体:市町村の事務、都道府県から移譲承継された事務を処理する基礎的な地方公共団体

検討の基本理念

- •国と地方公共団体との役割分担の見直し
- ●国の事務を極力限定、道州へ広く権限を移譲し、道州を地域経営の主体として構築 等

検討にあたっての基本的な方向

- ●道州は、国・都道府県から移譲承継された事務を処理
- ●基礎自治体は、市町村の事務、都道府県から移譲承継された住民に身近な事務を処理
- •道州・基礎自治体の議会の議員および長は住民が直接選挙
- •道州・基礎自治体の役割に見合った税源を配分、税源の偏在を是正する財政調整制度 等

道州制推進本部

内閣に、内閣総理大臣を本部長とし、すべての国務大臣を本部員とする道州制推進本部を置く。

道州制国民会議

内閣総理大臣の諮問に応じて道州制に関する重要事項を調査審議する道州制国民会議を置く。 3年以内に内閣総理大臣に答申を行う。

→政府は、答申があれば速やかに必要な措置を講ずる。

国・自治体での検討状況

■政府・与党での議論

2000年ごろから、自民党内で道 州制に関する議論が活発に行われ るようになったことを受け、2004年、 小泉純一郎首相(当時) は第28次地 方制度調査会に対して諮問を行い、 2006年には、同調査会より「道州 制のあり方に関する答申」が出され た。答申では、社会経済情勢の変 化に伴う現行の都道府県制度の見 直しの必要性や、道州制のあるべ き形と課題、道州の区割り案等につ いて示されている。

その後、第1次安倍内閣では、道 州制担当大臣が置かれ、北海道を 道州制特区として指定し国から権限 を移譲する「道州制特別区域にお ける広域行政の推進に関する法律」 が成立した。

次の福田内閣でも党内に総裁直 属の道州制推進本部を設置するな ど議論が本格化する様相が見られ たが、麻生内閣に代わり道州制担 当大臣が廃止され下火になった。そ して、民主党政権になると道州制 議論は行われなくなった。

■道州制推進基本法案をめぐる動き

2012年3月にみんなの党が、同 年6月には日本維新の会とみんなの 党が共同で「道州制への移行のた めの改革基本法案」を提出してい

る。同年12月の衆議院議員総選挙 においては、各党が公約に道州制に 関する内容を盛り込み、第2次安倍 内閣であらためて道州制担当大臣が 設置されることとなった。

2012年9月、自民党内では、道 州制推進本部が「道州制基本法案 (現:道州制推進基本法案)(骨子案)| を取りまとめた(表)。同法案は、道 州制の是非を議論するためのたたき 台を作る「道州制国民会議」の設 置について定めたものであり、道州 制導入を決定するものではない。制 度の中身については、その基本的な 方向性を定めるにとどめている。今 年開催された通常国会への法案提 出が検討されていたが、地方から一 部反対の声があり調整が間に合わ ず、現在は、秋の臨時国会での成 立をめざして党内で調整が続けられ ている。

地方からの反対の理由としては、 制度の根幹部分のほとんどが法案成 立後に設置される国民会議にゆだね られていることや、地方の声を無視 する形で市町村合併が進められる恐 れがあることなどがあげられている。

■関西広域連合での道州制検討

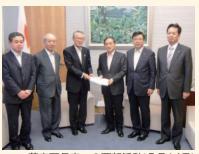
このような国政レベルでの道州制 議論の高まりに対応して、関西広域 連合は、昨年3月に有識者による「道 州制のあり方研究会」を設置した。

同研究会においては、道州制へ の賛否を表明することを目的とせ ず、国・自治体の具体的な事務分 野それぞれについてガバナンスのあ るべき姿を検討した。今年3月には、 研究会としての最終報告書を発表 し、各地域の実情に対応できる柔

軟な制度の必要性を示した(詳細は、 同研究会座長の新川達郎同志社大 学教授による講演の要旨(本誌22 頁)を参照)。

関経連での最近の動きと 今後の展望

自民党内で法案提出に向けた調 整が難航していることを受け、その 検討を後押しし、法案の早期提出・ 成立および国民的議論の開始を促 すため、今年3月、当会では、(一社) 日本経済団体連合会、日本商工会 議所、(公社)経済同友会、各地の経 済連合会と連名で要請文「道州制



菅官房長官への要望活動(5月14日)

基本法の早期制定を求める」を取り まとめた。4月には自民党の細田博 之幹事長代行および高市早苗政務 調査会長に、5月には菅義偉内閣官 房長官に対し、要望活動を実施して いる。

また、道州制に関する政府や各団 体での検討状況を把握し、会員企 業への情報提供を行うことを目的と して、講演会などを実施している。 昨年10月には、自民党道州制推進 本部の石田真敏幹事長(次頁にイン タビューを掲載)による講演会を開 催し、党内での議論の状況などにつ いてお話しいただいた。

当会では、今後も国から地方への 事務・権限移譲の推進や関西広域 連合の発展支援などの取り組みとあ わせて、道州制推進基本法案の早 期成立、国民的な道州制議論の開 始をめざして機運醸成や要望活動 などを行っていく。

(地域連携部 坂田拓朗)

「関経連と道州制70年の歩み ~行政改革・広域行政・地方分権のために~」を発刊

当会は創立以来、地方行財政制度や地方分権改革をめぐる調査研究・提言を 行い、関西広域連合の設立を実現するなど地方分権の歴史において先駆的な 役割を果たしてきた。

これらの取り組みを国の動きとあわせて体系的に整理し、今後の地方分権改 革を考える上での一助とするため、今年5月に経済資料「関経連と道州制70年 の歩み~行政改革・広域行政・地方分権のために~」を発刊した。

また、同資料の発刊を記念し、 執筆者である当会の栗山和郎参与 (当時)を講師に、本書の内容につい ての講演会を開催した。

*経済資料についてのお問い合わせは、 地域連携部(06-6441-0107)まで。



Interview

道州制を考える -地方のことは地方で決める

石田 真敏 氏

(自由民主党道州制推進本部幹事長、衆議院議員)



道州制導入の必要性

道州制のめざすところは地方分権、すなわち全国一 律ではなく、できるだけ地方のことは地方で決めるとい うことです。そして道州制導入により、国から権限・財源・ 人的パワーが地方に移譲されれば、グローバル競争に 打ち勝てるような有効な経済振興策を道州単位で実施 することが可能になります。高いポテンシャルを有する 企業は関西をはじめ全国にあるので、道州ごとの発展 が見込めます。実際に、州の権限が強いドイツでは、州 内の企業の研究開発を支援する体制が整えられ、世界 クラスの中堅・中小企業が育っています。

道州制を導入する際は、道州内の各地域が持つ強み を道州全体でどのように生かすのかを考え、それぞれ の地域の機能を強化・支援していくことが重要です。

「道州制推進基本法案」を作成した目的

「道州制推進基本法案」は、道州制導入を前提とした法 案ではありません。道州制を議論する共通のたたき台をつ くる「道州制国民会議」を設置するためのものです。長年、 議論する人によって思い描く道州の形が異なるため、一向 に議論が進まず、堂々巡りの状態が続いています。

中身のある議論には、例えば、国の役割を限定する場 合に外交・防衛以外に何があるのか、また、地方への権限・ 財源移譲の際に税財政の仕組みをどうするかなど、細か な詰めが必要です。そのため、まずは国民会議で専門家 が道州制についてさまざまな角度から議論して共通のたた き台を作り、それをもとに国民的議論を行い、さらに国会 で議論すべきと考えます。議論の結果、導入の必要はな いという結論に達することがあるかもしれません。それは それで仕方がないことで、大事なのは議論を始め結論を 得ることです。

今後の取り組み、地方との対話

これまで、全国知事会、全国町村会をはじめ地方6団 体へのヒアリングや国会議員との意見交換などを丁寧に 行ってきました。明治以来の統治機構を変える大きな改 革であり、「もう少し慎重に」との声が多く聞かれました。 そのような意見もふまえてさらに検討を深めていこうと 考えています。

先般取りまとめられた政府の「経済財政運営と改革の 基本方針 2014 について」(骨太の方針)には、「道州制に 関する基本法案の動向を踏まえ、必要な検討を進める」 との記述が盛り込まれました。道州制推進本部としても、 議論を停滞させることのないよう取り組んでいきます。 現時点では未定ですが、できるだけ早く国会へ基本法案 を提出したいと思います。

今は、国会議員ですら法案の趣旨を誤解している節が あります。道州制の導入によって地方が切り捨てられる のではないかという懸念や心配が代表的なものです。法 案の趣旨は決してそうではなく、地方に働く場所をつくり、 地域の企業の活性化にもつながるものであるなど、理解 を深めてもらえるよう努めたい。そのために、全国を回っ て意見交換を続けていきます。

経済界への期待

経済界においても、道州制の議論が盛り上がるよう会 員企業に働きかけるなど、啓蒙活動に努めていただくこ とを期待しています。中堅・中小企業を含む地方の経済 界にもこの議論を浸透させ、将来の日本のあり方を国全 体で考える機運を作っていくことができればと思います。

(談)